

## 大分県立歴史博物館協議会条例

(昭和56年3月31日 条例第24号)

(設置)

第1条 大分県立歴史博物館（以下「博物館」という。）の円滑な運営を図るため、博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、大分県立歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、博物館の運営に関し、博物館の館長の諮問に応じるとともに、博物館の館長に意見を述べるものとする。

(定数)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

(任命)

第4条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、博物館において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。